

平成22年度の概要

1 第1号被保険者数

(22年3月末現在) (23年3月末現在)
110.6万人 → 111.2万人 (対前年比 0.6万人、0.5%増)

2 要介護(要支援)認定者数

(22年3月末現在) (23年3月末現在)
20.3万人 → 21.2万人 (対前年比 0.9万人、4.2%増)
※ 要介護度が軽度(要支援1～要介護1)の認定者数が49.8%を占める

3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合(認定率)

(22年3月末現在) (23年3月末現在)
17.8% → 18.5% (対前年比 0.7ポイント増)

4 保険給付支給額

(21年度累計) (22年度累計)
2,871億円 → 3,010億円 (対前年比 139億円、4.8%増)

5 第1号被保険者一人あたりの支給月額

(21年度) (22年度)
21.9千円 → 22.6千円 (対前年比 0.7千円、3.5%増)

6 サービス利用者一人あたりの支給月額

- (21年度) (22年度)
- ① 居宅サービス+地域密着型サービス
100.2千円 → 102.5千円 (対前年比 2.3千円、2.3%増)
 - ② 施設サービス
270.1千円 → 271.1千円 (対前年比 1.0千円、0.4%増)
 - ③ 全体
143.1千円 → 144.2千円 (対前年比 1.1千円、0.8%増)

7 保険料収納額(当該年度分)

(21年度) (22年度)
556億円 → 560億円 (対前年比 4億円、0.8%増)

8 保険料収納率(当該年度分)

(21年度) (22年度)
98.1%(84.6%) → 98.2%(84.5%) [対前年比0.1%増(0.1%減)]
()内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

9 サービス事業所数

- ① 指定事業所数
(22年4月1日現在) (23年4月1日現在)
12,512事業所 → 13,038事業所 (対前年比 526事業所増)
- ② 取消事業所数
(21年度末累計) (22年度末累計)
43事業所 → 44事業所 (対前年比 1事業所増)

・被保険者の状況

本県の第1号被保険者数の推移をみると、平成12年4月から平成22年度までの11年間で852,110人から1,111,761人と259,651人(30.5%)増えている。

その内訳をみると、前期高齢者数は53,194人(10.6%)の増、後期高齢者数は206,457人(58.7%)の増と後期高齢者の伸びが顕著である。

・サービス提供体制

平成12年4月の介護保険制度施行後、居宅サービス事業者を中心に順調に指定事業所数は増加している。特に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護の増加が著しい。

介護サービス事業所の指定(許可)取消の状況については、平成22年度末までに介護予防サービスを含め23法人44事業所の事業所指定を取消している。取消事由は、介護報酬の不正請求等であった。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は、試験が開始された平成10年度以降、既登録者数の増加に伴い漸減していたが、平成14年度以降増加に転じ、平成18年度以降は6千人前後で推移している。また、合格者数も平成10年度から減少していたが、平成15年度から平成17年度の間は一旦増加し、平成18年度以降は千人台前半で推移している。

・介護給付費及びサービス利用者の状況

介護保険制度施行後、順調に伸びてきたものの、平成18年度の制度改正に伴う施設における食費・居住費の自己負担化、新予防給付の創設等によりいったん減少、その後、再び増加傾向にある。

平成22年度の介護給付費は3,010億円となっており、平成12年度の1,627億円と比較すると約1,380億円(85.0%)の増となっている。介護給付費総額に占める居宅サービスと地域密着型サービスの給付費の割合は56.9%、施設系サービスは37.5%となっている。

ひと月あたりのサービス利用者数は、平成12年4月から平成22年3月までの11年間で73,571人から177,697人と約10万人(141.5%)の増となっている。

居宅サービス及び地域密着型サービス受給者について、地域密着型サービスが創設された平成18年度以降の推移をみると、平成19年3月から平成23年3月までの4年間で121,248人から142,634人と21,386人(17.6%)増えている。要介護区分ごとの構成割合は、居宅サービスでは軽度者(要支援1~要介護1)の利用が多い(59.3%)が、地域密着型では中度者(要介護2~3)の利用が多く(47.7%)となっている。

施設サービス受給者は、平成12年4月から平成22年度までの11年間で30,052人から35,063人と5,011人(16.6%)増えている。

・介護保険財政安定化基金の状況

平成22年度は、新規積立は行わず、第1期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金として約3,560万円を積み立てた。年度中の運用益は約9,110万円であった。

平成22年度は、1保険者から貸付の申請があり1,380万円を基金から取り崩して貸付事業を実施した。この結果、年度末の基金額は約129億730万円となった。

・審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6~9月に保険者の賦課決定が集中することから、同時期以降に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申し立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成22年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申し立ては、1件であった。